



青少年育成センターの取組

霧島市教育委員会では、青少年育成センターにおいて、青少年に係る相談活動や定期的な巡回活動、青少年の健全育成に向けた取組を行っております。4月に開催した「運営協議会」で活動内容について審議しました。今年度も、家庭・地域・関係機関・団体と連携し、青少年の問題行動や非行の未然防止に努め、青少年健全育成を推進してまいります。

＝ 相談活動 ＝

- ☆ 学校生活に関することや不登校への対応、子育ての在り方などについて、センター職員が児童生徒や保護者からの悩みや相談に応じます。相談の方法は、電話相談・来所相談・訪問相談などです。
- ☆ 相談と相談場所 ⇒ 月曜日～金曜日（午前9時～午後5時）土・日・祝日は休みます。
電話/FAX：0995-43-4057



＝ 補導活動 ＝

- ☆ 各地区を担当する13名の補導員が、定期的に公園やコンビニ・ゲームセンター・駅周辺等の人の集まりやすい場所を巡回しています。
- ☆ センター職員が下校時間を中心に、随時市内を巡回しています。また、夏祭りや花火大会の時には特別巡回をします。

＝ 健全育成活動 ＝

- ☆ 書店やビデオ店・ゲームセンターなど青少年を取り巻く社会環境について、県や関係機関と連携を図りながら、有害環境の把握に努め、関係業者の自主規制による協力要請を行います。
- ☆ 青少年の健全育成を推進する関係機関や団体（校外生活指導連絡会や校区青少年育成連絡会・警察署等）との連携を図ります。

＝ 広報活動 ＝

- ☆ 5月に相談活動の広報チラシを、市内小・中学校及び家庭に配布しました。
- ☆ センター通信「うえのはら」を年3回発行します。



令和5年4月から自転車のヘルメット着用が努力義務化

道路交通法改正により、自転車のヘルメット着用が努力義務化されました。通学時だけでなく、休日の自転車利用の際もヘルメット着用が推奨されています。自転車に乗る人は、ヘルメットを着用しましょう。

ヘルメット非着用で自転車走行中に転倒した場合、腕や足の骨折だけでなく、頭に強い衝撃を受け意識を失ったり、脳に衝撃を受け内出血やくも膜下出血などの最悪な状況になったり、脊髄を損傷し下半身不随になったりすることも考えられます。

昨年の鹿児島県内の自転車事故件数は300件、死者3人（ヘルメット非着用）、怪我をした人294人です。（※南日本新聞4月27日掲載）横断歩道で車両に巻き込まれ、頭を打った死亡事例がありました。ヘルメットを着用していたら命を失わなかったかもしれません。

自転車に乗る時は「ヘルメット」をかぶり「あごひもを確実に」付けましょう。



○補導活動で気になったこと

令和4年中に補導員13名と当センター職員が巡回し指導した結果です。帰宅時間や広がり歩行への声掛けを行いました。補導員の指導については右表をご覧ください。声掛け事例の一部を紹介します。

- ① 女子2名が、ヘルメット非着用で自転車に乗っていた。
 - ② 男子中学生が自転車の2人乗りをしていた。
 - ③ 体操服姿の男子がヘルメット非着用で自転車2人乗りをしていた。
 - ④ 自転車の児童3人が、すごいスピードで飛び出してきた。
 - ⑤ 集団下校の児童1人が、車道を歩いていた。
 - ⑥ 遊んでいた小学生が、あごひもをしないで自転車に乗っていた。
 - ⑦ 休日に、ヘルメット非着用で自転車に乗っていた。
- ※ 自転車の乗り方の違反等が多く、注意指導しました。

【令和4年度指導件数】

帰宅指導	26件
自転車の二人乗り	10件
自転車のヘルメット非着用	77件
自転車の並進・無灯火	29件
広がり歩行、斜め横断等	18件
危険な遊び等	4件